



R04 嘉市第 1605 号
令和 4 年 9 月 22 日

保険医療機関 代表者 様

嘉麻市長 赤間 幸弘



子ども医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度の改正について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市公費（子ども・障がい・ひとり親）医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、嘉麻市では、令和 5 年 1 月 1 日診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢を 18 歳の年度末までに拡大することになりました。

このことに伴い、ひとり親家庭等医療費につきましても、一部変更となりますので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、嘉麻市広報等でお知らせしておりますが、周知徹底を図るため別紙ポスターを掲示していただきたくお願い申し上げます。

今後とも本市公費医療制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

嘉麻市役所 市民課 国保年金係
TEL 0948-42-7426（直通）

別紙

1 改正時期

令和5年1月1日診療分から

2 改正内容

(1) 子ども医療費助成制度

【令和4年12月31日診療分まで】		【令和5年1月1日診療分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
0歳～中学3年生 (15歳到達の年度末までの子)	なし	0歳～18歳まで (18歳到達の年度末までの子)	なし

- ・子ども医療証をお持ちの方には差替えの医療証を12月中に郵送します。(手続き不要)
- ・新たに子ども医療の対象となる方は申請が必要です。

対象者(平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの子)へは10月中に申請書を郵送し、申請受領後12月中に医療証を郵送します。(以降随時受付)

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

【令和4年12月31日まで】

年齢区分	通院	入院
小学校就学後～中学校3年生まで (15歳到達の年度末までの子)	なし	なし
上記以外の対象者	800円/月 (医療機関ごとに負担)	1日あたり500円 (月3, 500円上限)

【令和5年1月1日から】

年齢区分	通院	入院
小学校就学後～高校生世代の子 (18歳到達の年度末までの子)	なし	なし
上記以外の対象者	800円/月 (医療機関ごとに負担)	1日あたり500円 (月3, 500円上限)

- ・新しい医療証は12月中に発送予定です。(手続き不要)

3 その他

年齢拡大分の市の公費負担分につきましては、保険医療機関窓口での現物給付の取扱いをお願いします。

重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては変更ありません。